

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

制定	平成17年	2月	1日	告示第	43号
改正	平成17年	6月	3日	告示第	260号
	平成19年	4月	25日	告示第	226号
	平成20年	3月	25日	告示第	150号
	平成21年	9月	1日	告示第	538号
	平成22年	3月	18日	告示第	147号
	平成22年	10月	8日	契約検査室次長決裁	
	平成23年	6月	17日	公告第	483号
	平成24年	4月	1日	公告第	302号
	平成25年	5月	27日	公告第	386号

(趣旨)

第1条 この基準は、競争入札により工事（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。）の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

(最低制限価格)

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めるものとする。

2 最低制限基準額は、次の各号に掲げる額の合計に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の9を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項に定める最低制限基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、平成17年6月3日から施行し、同日以降に行う開札から適用する。

附 則

この基準は、告示の日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあつては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあつては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成25年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。